

締め切り 1月31日(月)

事業を行う皆さん

## 給与支払報告書の提出はお早めに！

**令** 和3年中に給与等（課税対象の手当を含む）を支払った事業者と給料・賃金、雇人費や専従者給与の支払いをした営業、農業、不動産所得のある人は、給与支払報告書の提出が必要です。

市県民税の公平・適正な課税のため、受給者全員の提出をお願いします。

### ●注意事項

- 事業者の皆さんには、11月に総括表等の給与支払報告書関連書類を送付しました。給与支払報告書（個人別明細書）等は税務署で配布しています。昨年、eLTAX または光ディスクで提出した事業所には、総括表の代わりに給与支払報告書提出のお知らせを送付しましたのでご確認ください。
- 個人事業主は、提出時にマイナンバーカード等で本人確認の必要があります。郵送による場合もマイナンバーカード等の写しを添付してください。

ID 65259

### 提出 電子データによる提出を 利用しましょう

**市** では給与支払報告書の eLTAX または光ディスクを使った電子データによる提出を推奨しています。

#### ① eLTAX による提出

事前に eLTAX に登録し、インターネットから提出できます。詳しくは地方税共同機構HPをご覧ください。

エルタックス [検索](#)

☎ヘルプデスク ☎0570・081459

#### ② 光ディスク（CD-R・DVD-R など）による提出

税務、会計ソフトウェアから給与支払報告書のデータを出力し、光ディスクに保存して提出します。

ID 56465

締め切り 1月31日(月)

## 忘れずに！固定資産税 償却資産の申告

**会** 社や個人で事業を行っている人で、1月1日現在に償却資産を所有している人は申告が必要です。申告用紙を12月上旬に発送します。用紙の不足や届かない場合はご連絡ください。

### ●償却資産の対象となるもの

構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具、器具、備品、建物付属設備（家屋として課税されているものを除く）などの事業用資産

### ●申告時の注意点

法人税や所得税・市県民税の規定による所得の計算上、損金または必要経費として申告している資産が対象になりますが、申告をしない場合や前年と同じでも申告してください。資産の多少、金額の大小にかかわらず該当する資産は記入してください。

- 農耕作業車が申告対象になる場合も  
農耕作業車の多くは対象外（軽自動車税の対象）ですが、大型特殊自動車の場合、申告の対象となります。

#### ○個人が設置した太陽光発電設備の申告

- 次の場合は申告してください。
  - ▷ 全量売電する設備
  - ▷ 発電した電力を自宅で使用し、余剰分を売電している場合、10kW以上の設備

※法人が取り付けた設備、個人事業主が自己の事業に供する場合はすべて償却資産に該当します。

### ●詳しくは手引きをご覧ください

計算方法や対象資産等、詳細は「償却資産申告の手引き」をご覧ください。手引きは税務課・各支所地域課または市HPから入手できます。

ID 66530

### 家屋を取り壊したらお知らせください

**家** 屋に関わる固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋に課税されます。家屋を一部分でも取り壊した場合、床面積の大小にかかわらず「家屋取り壊し申告書」の提出、または、税務課家屋担当までご連絡ください。届け出がない場合、引き続き課税される場合があります。併せて、4月に送付した固定資産税納税通知書に同封しました課税明細書により、土地・家屋について課税の内容をご確認ください。

ID 50986

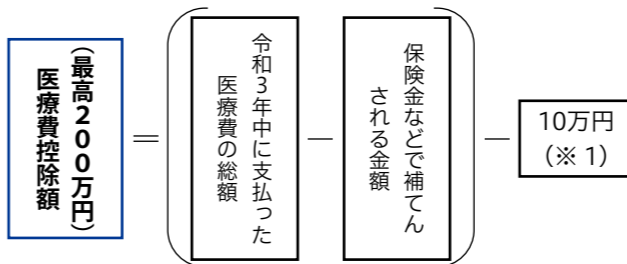
## 今から準備！令和3年分の申告書類

### 医療費控除

ID 66238

**申** 告者や生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和3年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。※支払った医療費が還付される制度ではありません。

#### 【医療費控除の計算式】



(※1) 所得の合計額が200万円までの人は所得合計額の5%相当額

医療費控除の対象となる費用(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師による診察や治療費</li> <li>・ 治療に必要な医薬品の購入費</li> <li>・ 入院の対価として支払う部屋代や食事代</li> <li>・ 医療用器具の購入費</li> <li>・ 介護保険制度等で提供される施設や居宅サービスの対価</li> <li>・ 医師等の診断により受ける新型コロナウイルス感染症のPCR検査の検査費用（公費負担分を除いた自己負担分のみ）</li> </ul>
医療費控除の対象とならない費用(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診断や人間ドックの費用</li> <li>・ インフルエンザ等の予防接種の費用</li> <li>・ マスクや消毒液の購入費</li> <li>・ 自己の判断により受ける新型コロナウイルス感染症のPCR検査の検査費用（「陽性」と判明した場合は対象）</li> </ul>

#### 「医療費控除の明細書」の作成

必ず事前に作成し申告書に添付してください。なお、領収書の添付は不要ですので自宅で5年間保管してください。詳細は、国税庁HPをご覧ください。※通常の医療費控除と特例（セルフメディケーション税制）は、どちらか一方の選択適用となります。※医療費控除の詳細は松本税務署（☎32・2790）にお問い合わせください。

### 収支内訳書

ID 66924

**営** 業、農業、不動産の所得がある人は、収支内訳書が必要です。必ず事前に作成しましょう。農業所得がある人は、月ごとの収支をまとめる簡易表（添付書類ではありません）が税務課または各支所地域課にありますので、ご利用ください。

パソコンで作成する人は、国税庁HP「申告書作成コーナー」をご利用ください。

### 交付

#### 医療費控除

#### おむつ使用証明書

ID 25170

**お** むつや失禁用尿取りパッドの購入費を医療費控除の対象として申告する場合には「おむつ使用証明書」が必要です。初めて控除を受ける場合は、主治医に証明書の作成を依頼してください。2回目以降は、市が証明書に代わる書類を交付しますので、窓口へ申請してください。

☎ 6カ月以上寝たきりの状態にある人または同様の状態と認められる人で、医師がおむつの使用が必要であると証明した人

☎ 介護保険課または各支所地域課へ直接  
☎ 介護保険課認定調査係 ☎71・2012

### 交付

#### 障害者控除

#### 対象者認定書

ID 00974

**障** 害者手帳等の交付を受けていなくても、一定の基準に該当する人は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで障害者控除を受けることができます。

☎ 要介護認定を受けている65歳以上で、下表に該当する人

※直近の認定調査票・主治医意見書などから判断します。

控除の種類	状態
障害者控除	要介護1以上の人のうち、身体障害者（3級～6級）等に準ずる人
特別障害者控除	要介護3以上の人で次に該当する人 ① 身体障害者（1・2級）等に準ずる人 ② 寝たきりの人

☎ 長寿社会課または各支所地域課へ「障害者控除対象者認定申請書」を提出。申請から1週間ほどで認定書を郵送します。認定書は、障害者控除の事由の存続期間中は継続して使用できますので、大切に保管してください。

※認定書は税の控除のみに使用できるものであり、障がい者としてのサービスが受けられるものではありません。

☎ 長寿社会課長寿福祉係 ☎71・2254 ☎71・2328